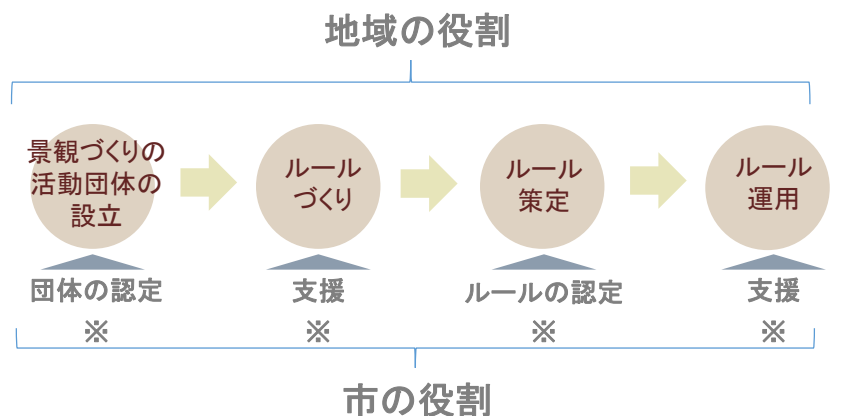


地域景観づくり協定制度

資料 4 - 1

- 地域との協働による景観まちづくりを推進するため、活動団体の認定や、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりの支援、ルールの認定、ルールの運用に向けた支援を行う。

地域景観づくりの推進イメージ



※: あらかじめ委員会の意見を聴く

- ・ 自主的なルールづくりを支援

専門家の派遣	3年間	・2年間(12回／年)アドバイザー派遣 ・1年間(200万円／年)コンサルタント派遣
活動費の助成	3年間	・経費の1／2に相当する額(30万円／年)

- ・ ルールの運用を支援

専門家の派遣	2年間	・2年間(200万円／年)コンサルタント派遣
活動費の助成	2年間	・経費の1／2に相当する額(30万円／年) ・上記以外にリーフレット印刷等(20万円／年)を1回限り助成

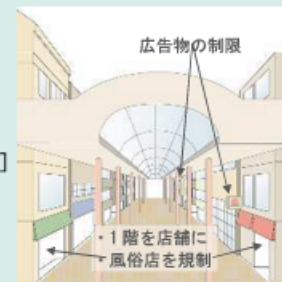
地域ルールづくりの取り組みイメージ

商店街で...

大阪らしい雑多な雰囲気の中にも秩序あるにぎわいのまちなみをめざしたルールづくりにより、商店街の活性化を図ります。

〈ルールの例〉

- 建物の1階は店舗にする〔建築物に関するルール〕
商店街のにぎわいが途切れないようにします。
- 風俗店を規制する〔建築物に関するルール〕
風俗店のない安心して買い物ができる商店街にします。
- 屋外広告物の大きさや色を決める〔屋外広告物に関するルール〕
秩序ある屋外広告物で通りのにぎわいを演出します。
- 閉店後もショーウィンドウの照明をつける〔その他のルール〕
夜でも楽しく安全に歩ける通りにします。



地域景観づくり協定認定後の市と推進団体の役割

○市の役割

協定締結区域において建築行為等があった場合に、事業者に対し地域景観づくり推進団体への意見聴取を義務付ける。

○推進団体の役割

地域景観づくり協定のルールに基づき、建築等を行う事業者と意見交換を行う。